

# 医療安全管理の基本方針

## 医療法人共栄会 札幌トロイカ病院における医療に係わる安全管理のための基本方針

医療法人共栄会 札幌トロイカ病院は質の高い安全な医療を提供することを目的として、医療に係わる安全管理のための基本方針を下記のとおり策定する。

### 1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

1. 効果的な医療安全管理体制を構築し、組織全体で医療事故防止対策を展開する。
2. 当院では職員ひとりひとりが安全管理に関する認識を高め、医療事故防止に積極的に取り組むと同時に、病院全体としても組織的に医療に係わる安全管理及び医療事故防止に取り組み、医療事故を未然に防ぐことを目指すものである。
3. 医療事故のない安全な医療を提供していくためには、医療に従事する者ひとりひとりが危機意識を持ち、患者様中心の医療の実現を目指して診療に当たらなければならない。  
患者様とのコミュニケーションには十分配慮し、訴えを謙虚な気持ちで聞き、約束は必ず守るような心掛けることが大切である。
4. 医療事故防止については、医療従事者個人の事故防止への取り組みや努力だけに依存するのではなく、人が行う行為である以上、「事故は起こる」という前提に立ち、医療現場の部門ごと、また病院全体としては医療事故からの損害を最小限に食い止める組織的、系統的な医療事故防止システムの整備を図る。
5. 改善のための方策は、医療安全推進委員会で決定し、病院全体の決定事項として職員に周知徹底し最優先で実施するものである。

### 2. 医療安全管理のための組織と体制

医療安全対策と患者様の安全確保を推進するために、リスクマネージャー（専任担当者）医療安全推進委員会を置く。

1. 医療安全に関する全般事項を審議する委員会として、医療安全推進委員会を設置する。
2. リスクマネージャーは病院長（医療安全推進委員会 委員長）から委譲された権限に基づき、医療安全管理体制を推進する。

3. 各部署、各部門に医療安全推進担当者（医療安全推進委員）をおき、医療事故の予防・安全対策を実施する。
4. 医療安全管理は、医療安全推進委員会、感染対策委員会等、院内の関係委員会及び部門と協力し、病院全体で継続的に取り組んでいくものとする。

### 3. 報告等に基づく医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

1. 医療安全管理委員会は、医療事故防止の具体的な要点を定める「医療安全マニュアル」を作成し、全部署に備え付け活用すると共に、必要に応じて適宜見直し修正を実施する。
2. 医療事故が発生する危険性のあった事例については、速やかに対応措置を行い、所定のルールにより確実、迅速な報告を行う。  
報告内容については、事実関係の把握、原因分析調査を行い、改善防止策を立て周知徹底する。また改善策が有効に機能しているか点検・評価し、必要に応じて見直しを図る。
3. 医療安全管理者はインシデント・アクシデントの迅速な報告を求めるとともに、インシデント・アクシデントの原因分析は当事者の責任を追及するのではなく「何が問題か」「なぜ起きたのか」に視点を置いた改善策を立て、医療の質の向上に努める。また個々のインシデント・アクシデントについて当事者、当該部署と個別に検討し、安全管理に役立てる。
4. 医療の安全管理の推進のため、医療安全マニュアルの周知徹底を図る。また医療事故は、様々な要因が複雑に関連して起こる。従ってマニュアルに掲げた事故防止対策で全ての事故は防ぐことはできない。他にも有用な事故防止対策があると考えられるので、他の医療機関独自の方策、院外事故報告等も参考にしながら、常に検討を重ね、より質の高いものを目指していく必要がある。
5. 安全で質の高い医療を提供するために必要な情報は、院内の職員全員で共有出来るように、適宜、適切な方法（委員会、部会、カンファレンス、職員研修会等）を用いて周知徹底するものとする。

### 4. 医療に係わる安全管理のための職員研修に関する基本方針

1. 医療事故防止に係わる職員の意識改革と安全意識の啓発並びに医療資質の向上を図るため、全職員を対象とした教育・研修会を年2回以上実施する。
2. 医療安全に関する知識や技術、コミュニケーション、チームワーク、危険予知力を含む総合的なパフォーマンス力を習得・強化するため、全職員に対して、講義、実習等を実施する。
3. 全ての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために、職員研修会をはじめ様々な場を通じて、医療安全管理に関する教育や啓発に努めるものとする。

## 5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

1. 第一に患者様の生命及び健康と安全を最優先に考え行動する。
2. ご家族への連絡・説明は迅速に、主治医または上司医師が事実を説明する。
3. 事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的かつ正確に記録する。また事故の状況や説明内容、ご家族の反応を詳細に記録する。
4. 定められた報告ルートに則り、リスクマネージャー及び病院長へ報告する。病院長は必要に応じて関係機関へ報告・対応を行う。
5. 事故が発生した場合は、速やかに原因の究明、今後の対応策等を検討するため、医療事故調査委員会・医療事故対策委員会を設置する。委員会は各委員会規定に定める職員で構成され、病院長が召集する。また必要に応じ、外部の専門家を加え、客観的な判断を加えることに努める。
6. 医療事故の発生時の対応については、常に誠実を基本とし、医療上の最善の処置を講ずることはもとより、患者様及びご家族に対して事実の速やかな説明等、医療の透明性を確保した対応をすると共に、個人情報の保護と倫理性の確保に十分努めるものとする。
7. 医療事故等が発生した場合、病院全体の組織としての判断と対応が不可欠であり、札幌トロイカ病院「医療安全マニュアル」の医療事故報告に沿って対応に当たらなければならない。また重大な事故においては個人情報の保護を考慮した上で事実の公表等を適切に対応しなければならない。
8. 患者様に何らかの傷害が発生した場合には、救命や回復に全力を注ぐと共に、患者様やご家族に十分な情報提供を行う。また発生した事態が過失による医療事故か否かの判断や組織的な医療事故対応については、医療事故調査委員会で調査、審議し、現場の職員と共に、迅速性と即応性、客観性と公平性を有する意思決定と行動を取り、患者様やそのご家族、さらには社会への説明責任を果たしていく。

## 6. 患者様等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

1. 患者様、ご家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じる。また患者様及びそのご家族からのご意見を心撃に検討し医療安全管理に反映するよう努める。
2. 開かれた医療を推進していくためには情報の提供は重要であり「札幌トロイカ病院における安全管理に関する基本指針」については、その趣旨と内容をホームページ上に公表し閲覧に供するものである。
3. 本方針の内容を含め、職員は患者様との情報共有に努めると共に院内に掲示し、患者様及びそのご家族から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。

## 7. 医療安全管理マニュアルの作成、改訂

1. 医療法人共栄会 札幌トロイカ病院「医療安全マニュアル」を作成、周知し、必要に応じて適宜見直しをしていく。

## 8. 患者様からの相談への対応に関する基本方針

1. 患者様に納得のいく医療を提供するために、地域連携室（患者様相談窓口）・ソーシャルワーカー室を窓口とし、医療に関する患者様のご相談、ご意見、苦情等に耳を傾け、迅速に対応し、病院機能の一層の改善に積極的に活用していくものとする。

平成 19 年 8 月 16 日施行  
平成 21 年 8 月 14 日改訂  
(書式変更)